

令和2年第1回安城市議会定例会

議案書

(令和2年3月4日提出分)

目 次

| 議 案 番 号 | 件 名 | 頁 |
|-------------|--|-----|
| 第 1 号 議 案 | 安城市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について | 1 |
| 第 2 号 議 案 | 安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について | 3 |
| 第 3 号 議 案 | 安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 5 |
| 第 4 号 議 案 | 安城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 7 |
| 第 5 号 議 案 | 安城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 9 |
| 第 6 号 議 案 | 安城市職員の休日及び休暇に関する条例の特例を定める条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について | 1 1 |
| 第 7 号 議 案 | 安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 1 3 |
| 第 8 号 議 案 | 安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 1 5 |
| 第 9 号 議 案 | 安城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 1 7 |
| 第 1 0 号 議 案 | 安城市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について | 1 9 |
| 第 1 1 号 議 案 | 安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 2 1 |
| 第 1 2 号 議 案 | 西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業施行規程及び西三河都市計画事業安城南明治第一土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について | 2 3 |

| | | |
|-------------|--|-----|
| 第 1 3 号 議 案 | 安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 2 5 |
| 第 1 4 号 議 案 | 安城市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 2 7 |
| 第 1 5 号 議 案 | 安城市水道事業の設置等に関する条例及び安城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 2 9 |
| 第 1 6 号 議 案 | 令和元年度安城市一般会計補正予算（第 4 号）について | 別冊 |
| 第 1 7 号 議 案 | 令和元年度安城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について | 別冊 |
| 第 1 8 号 議 案 | 令和元年度安城市有料駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）について | 別冊 |
| 第 1 9 号 議 案 | 令和元年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）について | 別冊 |
| 第 2 0 号 議 案 | 令和元年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について | 別冊 |
| 第 2 1 号 議 案 | 令和元年度安城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について | 別冊 |
| 第 2 2 号 議 案 | 令和元年度安城市水道事業会計補正予算（第 1 号）について | 別冊 |
| 第 2 3 号 議 案 | 令和元年度安城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について | 別冊 |
| 第 2 4 号 議 案 | 令和 2 年度安城市一般会計予算について | 別冊 |
| 第 2 5 号 議 案 | 令和 2 年度安城市国民健康保険事業特別会計予算について | 別冊 |
| 第 2 6 号 議 案 | 令和 2 年度安城市土地取得特別会計予算について | 別冊 |

| | | |
|-------------|--|-----|
| 第 2 7 号 議 案 | 令和 2 年度安城市有料駐車場事業特別会計予算について | 別冊 |
| 第 2 8 号 議 案 | 令和 2 年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計予算について | 別冊 |
| 第 2 9 号 議 案 | 令和 2 年度安城市介護保険事業特別会計予算について | 別冊 |
| 第 3 0 号 議 案 | 令和 2 年度安城市後期高齢者医療特別会計予算について | 別冊 |
| 第 3 1 号 議 案 | 令和 2 年度安城市水道事業会計予算について | 別冊 |
| 第 3 2 号 議 案 | 令和 2 年度安城市下水道事業会計予算について | 別冊 |
| 第 3 3 号 議 案 | 第 8 次安城市総合計画の変更について | 別冊 |
| 第 3 4 号 議 案 | 工事請負契約の締結について（安城市北部学校給食共同調理場移転建設主体工事）【説明書参照】 | 3 1 |
| 第 3 5 号 議 案 | 工事請負契約の締結について（安城市北部学校給食共同調理場移転建設管工事）【説明書参照】 | 3 3 |
| 第 3 6 号 議 案 | 工事請負契約の締結について（安城市北部学校給食共同調理場移転建設電気工事）【説明書参照】 | 3 5 |
| 第 3 7 号 議 案 | 工事請負契約の締結について（安城市北部学校給食共同調理場移転建設空調工事）【説明書参照】 | 3 7 |
| 第 3 8 号 議 案 | 財産の取得について（安城市北部学校給食共同調理場の移転建設に伴う厨房設備）【説明書参照】 | 3 9 |
| 第 3 9 号 議 案 | 市道路線の廃止について【説明書参照】 | 4 1 |
| 第 4 0 号 議 案 | 市道路線の認定について【説明書参照】 | 4 3 |

第1号議案

安城市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市事務分掌条例の一部を改正する条例

安城市事務分掌条例（昭和42年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号を次のように改める。

（6）産業環境部

第1条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第2条第6項を次のように改める。

6 産業環境部の分掌する事務は、次のとおりとする。

- （1）農業に関すること。
- （2）土地改良に関すること。
- （3）商工、観光及び労働行政に関すること。
- （4）環境保全に関すること。
- （5）廃棄物処理及び清掃に関すること。
- （6）その他産業振興及び環境に関すること。

第2条中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、第10項を第9項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（安城市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）

2 安城市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続に関する条例（平成11年安城市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号及び第4項第1号中「環境部」を「産業環境部」に改める。

－提案理由－

この案を提出したのは、産業振興及び環境保全の一体的な推進を図る上で必要があるため。

第2号議案

安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員定数条例の一部を改正する条例

安城市職員定数条例（昭和27年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「雇用人及び嘱託を含み、副市長、固定資産評価員、教育長、臨時的に雇用される者、休職者及び安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年安城市条例第7号）第2条第1項の規定により派遣している」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職に属する職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員（市長が認める者を除く。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次に掲げる職員は、前項に定める職員の定数の外とすることができる。

- (1) 休職中の職員
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体からの求めに応じて派遣された職員
- (3) 地方公務員法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員
- (4) 地方公務員法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
- (6) 安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年安城市条例第7号）第2条第1項の規定により派遣された職員

第2条第1号中「9人」を「10人」に改め、同条第2号中「47人」を「54人」に、「944人」を「1,007人」に改め、同条第3号中「92人」を「103人」に改め、同条第4号中「4人」を「5人」に改め、同条第6号中「2人」を「3人」に改め、同条第7号中「7人」を「8人」に改め、同条第8号中「33人」を「39人」に改め、同条に次の1号を加える。

(9) 安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）附則第2条に規定する市費負担教員 35人

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(安城市職員互助会に関する条例の一部改正)

2 安城市職員互助会に関する条例（平成5年安城市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び教育長、」を「、教育長及び」に改め、「第33号）」の次に「第1条第1項」を加え、「嘱託を除く。）その他規則で定める職員」を「任期の定めのない職員に限る。）」に改める。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方公務員法の改正並びに機構改革及び職員数の適正化に伴い、必要があるため。

第3号議案

安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成23年安城市条例第8号）
の一部を次のように改正する。

第8条の表第5条第2項及び第4項の項の次に次のように加える。

| | | |
|--------|---|---|
| 第6条第1項 | 法第28条の4第1項、 第28条の5第1項又は 第28条の6第1項若し しくは第2項の規定により 採用された職員（以下「 再任用職員」という。） | 安城市一般職の任期付職員の採用に関 する条例（平成23年安城市条例第8 号）第5条の規定により任期を定めて 採用された職員（以下「任期付短時間 勤務職員」という。）であって、法第 28条の4第1項、第28条の5第1 項又は第28条の6第1項若しくは第 2項の規定により採用された職員（以 下「再任用職員」という。）に相当す る者として市長が定めるもの（以下「 嘱託任期付短時間勤務職員」という。 ） とする |
| | | に、算出率を乗じて得た額とする |

第8条の表第16条第3項の項中「安城市一般職の任期付職員の採用に関する条
例（平成23年安城市条例第8号）第5条の規定により任期を定めて採用された職
員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を「任期付短時間勤務職員（嘱託

任期付短時間勤務職員を含む。以下同じ。)」に改め、同表第16条第4項ただし書の項の次に次のように加える。

| | | |
|------------------|-------|--------------|
| 第21条第3項及び第22条第2項 | 再任用職員 | 嘱託任期付短時間勤務職員 |
|------------------|-------|--------------|

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。

第4号議案

安城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。

第5号議案

安城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神 谷 学

安城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例

安城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

（5）給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、必要があるため。

第6号議案

安城市職員の休日及び休暇に関する条例の特例を定める条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神 谷 学

安城市職員の休日及び休暇に関する条例の特例を定める条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 安城市職員の休日及び休暇に関する条例の特例を定める条例（平成元年安城市条例第1号）
- (2) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年安城市条例第2号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、条例の所期の目的を果たしたことに伴い、必要があるため。

第7号議案

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神 谷 学

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年安城市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項に次のただし書を加える。

ただし、研修を修了していない者であって、市内で放課後児童健全育成事業に
初めて従事した日（以下「基準日」という。）から起算して1年を経過した日又
は基準日以後に申込みとこれに対応する修了の機会があったにもかかわらず修了
しなかった場合の最も遅い機会の日のうち、いずれか遅い日の属する年度の末日
までのものは、研修を修了した者とみなす。

附則第2条を削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、児童福祉法の改正を踏まえ、放課後児童支援員の資格要
件を緩和する上で必要があるため。

第8号議案

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安城市国民健康保険税条例（昭和33年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.19」を「100分の4.93」に改める。

第5条中「21,050円」を「20,180円」に改める。

第6条第1号中「14,950円」を「14,070円」に改め、同条第2号中「7,475円」を「7,035円」に改め、同条第3号中「11,212円」を「10,552円」に改める。

第7条中「100分の2.24」を「100分の2.38」に改める。

第9条中「9,020円」を「9,570円」に改める。

第10条第1号中「6,400円」を「6,670円」に改め、同条第2号中「3,200円」を「3,335円」に改め、同条第3号中「4,800円」を「5,002円」に改める。

第11条中「100分の1.76」を「100分の1.97」に改める。

第12条中「9,160円」を「10,150円」に改める。

第13条中「4,350円」を「5,160円」に改める。

第27条第1号ア中「14,735円」を「14,126円」に改め、同号イ（ア）中「10,465円」を「9,849円」に改め、同号イ（イ）中「5,233円」を「4,925円」に改め、同号イ（ウ）中「7,849円」を「7,387円」に改め、同号ウ中「6,314円」を「6,699円」に改め、同号エ（ア）中「4,480円」を「4,669円」に改め、同号エ（イ）中「2,240円

」を「2, 335円」に改め、同号エ（ウ）中「3, 360円」を「3, 502円」に改め、同号オ中「6, 412円」を「7, 105円」に改め、同号カ中「3, 045円」を「3, 612円」に改め、同条第2号ア中「10, 525円」を「10, 090円」に改め、同号イ（ア）中「7, 475円」を「7, 035円」に改め、同号イ（イ）中「3, 738円」を「3, 518円」に改め、同号イ（ウ）中「5, 607円」を「5, 277円」に改め、同号ウ中「4, 510円」を「4, 785円」に改め、同号エ（ア）中「3, 200円」を「3, 335円」に改め、同号エ（イ）中「1, 600円」を「1, 668円」に改め、同号エ（ウ）中「2, 400円」を「2, 502円」に改め、同号オ中「4, 580円」を「5, 075円」に改め、同号カ中「2, 175円」を「2, 580円」に改め、同条第3号ア中「4, 210円」を「4, 036円」に改め、同号イ（ア）中「2, 990円」を「2, 814円」に改め、同号イ（イ）中「1, 495円」を「1, 407円」に改め、同号イ（ウ）中「2, 243円」を「2, 111円」に改め、同号ウ中「1, 804円」を「1, 914円」に改め、同号エ（ア）中「1, 280円」を「1, 334円」に改め、同号エ（イ）中「640円」を「667円」に改め、同号エ（ウ）中「960円」を「1, 001円」に改め、同号オ中「1, 832円」を「2, 030円」に改め、同号カ中「870円」を「1, 032円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の安城市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、県の標準保険料率の算定を踏まえ、課税額及び軽減額の改定を行う必要があるため。

第9号議案

安城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

安城市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2）意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第3条第2項中「同項の」の次に「規定による」を加える。

第4条第1項中「前条の」の次に「規定による」を加え、同条第2項中「当該印鑑登録申請」を「当該申請」に改める。

第8条第1項中「直ちに」の次に「、第4条第4項各号に掲げるいずれかの文書を提示し、」を加え、同条第2項中「申請」を「規定による届出」に改める。

第9条第2項中「前項の」の次に「規定による」を、「ときは、」の次に「別に定める方法により当該申請をした者が本人であること並びに」を加える。

第11条第2号中「著しく」を「著しい」に改める。

第12条第1項中「登録者は」の次に「、第4条第4項各号に掲げるいずれかの文書を提示し」を加え、同条第2項中「直ちに」の次に「、第4条第4項各号に掲げるいずれかの文書を提示し、」を加え、同条第3項中「するときは」の次に「、第4条第4項各号に掲げるいずれかの文書を提示し」を加え、同条第4項中「前3項の」の次に「規定による」を加える。

第13条第3項中「前条」の次に「の規定」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、成年被後見人のうち意思能力を有する者の印鑑の登録を行うことができるようにするほか、申請等に関する規定を整理する上で必要があるため。

第10号議案

安城市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市教育センター設置条例の一部を改正する条例

安城市教育センター設置条例（昭和55年安城市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を削り、同条に次の表を加える。

| 名称 | 位置 |
|-----------|-----------------|
| 安城市教育センター | 安城市横山町下毛賀知13番地1 |

第2条に次の1項を加える。

- 2 教育センターに適応指導教室を置くものとし、その名称及び位置は次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-----------|-----------------|
| ふれあい学級 | 安城市横山町下毛賀知13番地1 |
| ふれあい学級北教室 | 安城市東栄町6丁目9番地 |
| ふれあい学級南教室 | 安城市和泉町大下38番地1 |

第3条中「前条の」を「その」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 適応指導教室は、前項第3号に掲げる事業のうち不登校児童生徒への支援に関することを行う。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（明祥地域複合施設条例の一部改正）
- 2 明祥地域複合施設条例（平成27年安城市条例第49号）の一部を次のように

改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (4) 安城市教育センター設置条例（昭和55年安城市条例第30号）に規定するふれあい学級南教室

－提案理由－

この案を提出したのは、適応指導教室を増設する上で必要があるため。

第 1 1 号議案

安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 3 月 4 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市手数料条例の一部を改正する条例

安城市手数料条例（昭和 3 9 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 建築物省エネ法第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合認定申請手数料の項中「）建築物省エネ法基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ（2）及びロ（2）」を「）建築物省エネ法基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ（2）（i）及びロ（2）又はイ（3）及びロ（3）」に、「が建築物省エネ法基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ（2）及びロ（2）」を「が建築物省エネ法基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ（2）（ii）及びロ（2）又はイ（3）及びロ（3）」に改め、同表備考第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 8 項第 1 号、第 9 項第 1 号、第 1 1 項第 1 号及び第 1 2 項第 1 号中「ある場合」の次に「（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）」を加える。

別表第 9 通知カードの再交付の項及び在宅老人短期介護の項を削り、同表生活支援ハウスの利用の項中「生活支援ハウスの利用」を「高齢者中短期入所生活支援」に、「5 0, 0 0 0 円」を「2 0, 0 0 0 円」に改め、同表児童クラブ育成の項を次のように改める。

| | | | | |
|---------|------------------|----------------------|--|--|
| 児童クラブ育成 | 放課後及び長期休業日 利用 | 児童 1 人 につき 1 月 | 5, 2 0 0 円 (8 月にあつ ては、8, 6 0 0 円) | |
|---------|------------------|----------------------|--|--|

| | | | | |
|--|-----------|-----------|----------------------------|--|
| | 長期休業日のみ利用 | 児童1人につき1月 | 2,600円 (8月にあつては、8,600円) | |
|--|-----------|-----------|----------------------------|--|

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第4の改正規定 公布の日
- (2) 別表第9在宅老人短期介護の項を削る改正規定及び同表生活支援ハウスの利用の項の改正規定 令和2年4月1日
- (3) 別表第9児童クラブ育成の項の改正規定 令和2年6月1日
- (4) 別表第9通知カードの再交付の項を削る改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

－提案理由－

この案を提出したのは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の改正、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正並びに在宅高齢者短期入所介護事業及び生活支援ハウス運営事業の廃止並びに高齢者中短期入所生活支援事業の新設に伴い、並びに児童クラブ育成手数料の適正化を図る上で必要があるため。

第12号議案

西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業施行規程及び西三河都市計画事業安城南明治第一土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業施行規程及び西三河都市計画事業安城南明治第一土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

(西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業施行規程（平成11年安城市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

第33条に後段として次のように加える。

この場合において、第31条第2項中「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日」とあるのは、「仮清算金の額の決定の日」と読み替えるものとする。

(西三河都市計画事業安城南明治第一土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 西三河都市計画事業安城南明治第一土地区画整理事業施行規程（平成19年安城市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

第28条に後段として次のように加える。

この場合において、第26条第2項中「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日」とあるのは、「仮清算金の額の決定の日」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、土地区画整理法施行令の改正に伴い、必要があるため。

第13号議案

安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和37年条例第10号）の一部
を次のように改正する。

第42条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の第42条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、公営住宅法の改正に伴い、必要があるため。

第14号議案

安城市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例（平成21年安城市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の第26条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、民法の改正を踏まえ利率を変更する上で必要があるため。

第15号議案

安城市水道事業の設置等に関する条例及び安城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市水道事業の設置等に関する条例及び安城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

- (1) 安城市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第6号）第5条
- (2) 安城市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年安城市条例第58号）

第5条

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方自治法の改正に伴い、必要があるため。

第34号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 契約の目的 安城市北部学校給食共同調理場移転建設主体工事
- 2 工事の場所 安城市新田町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 調理場本体
 - ア 構造 鉄骨造
 - イ 面積 1階 4,496.59平方メートル
2階 1,414.68平方メートル
計 5,911.27平方メートル
 - ウ 内容 調理室 配膳室 洗浄室ほか
 - (2) 外倉庫
 - ア 構造 鉄骨造
 - イ 面積 126.00平方メートル
 - ウ 内容 倉庫 機械室 汚泥処理室ほか
- 4 契約金額 金1,306,800,000円
- 5 契約の相手方 安城市池浦町池西108番地
株式会社クサカ
代表取締役 日下 成人
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処

分に関する条例第 2 条の規定に基づき、必要があるため。

第35号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 安城市北部学校給食共同調理場移転建設管工事 |
| 2 工事の場所 | 安城市新田町地内 |
| 3 契約工事の概要 | 汚水処理設備 蒸気設備 ガス設備ほか |
| 4 契約金額 | 金459,419,400円 |
| 5 契約の相手方 | 刈谷市野田町馬池3番地18 中央プランテック株式会社 代表取締役 水野 泰一 |
| 6 契約の方法 | 総合評価方式による条件付一般競争入札 |

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第36号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契約の目的 | 安城市北部学校給食共同調理場移転建設電気工事 |
| 2 | 工事の場所 | 安城市新田町地内 |
| 3 | 契約工事の概要 | 幹線設備 受変電設備 動力設備ほか |
| 4 | 契約金額 | 金434,500,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 安城市井杭山町一本木5番地10 碧海電気株式会社 代表取締役 深堀 佐和良 |
| 6 | 契約の方法 | 総合評価方式による条件付一般競争入札 |

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第37号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神 谷 学

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | 安城市北部学校給食共同調理場移転建設空調工事 |
| 2 工事の場所 | 安城市新田町地内 |
| 3 契約工事の概要 | 空調機器設備 ダクト設備 換気機器設備ほか |
| 4 契約金額 | 金306,504,000円 |
| 5 契約の相手方 | 安城市今本町8丁目9番地12 三神設備株式会社 代表取締役 神 谷 順 二 |
| 6 契約の方法 | 総合評価方式による条件付一般競争入札 |

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第38号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 取得の目的 安城市北部学校給食共同調理場の移転建設に伴う厨房設備
- 2 取得する財産
 - (1) 種類 厨房設備
 - (2) 数量 一式
- 3 契約金額 金834,867,000円
- 4 契約の相手方 安城市今本町2丁目1番19号
株式会社厨林堂安城営業所
所長 寺部吉治
- 5 契約の方法 条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、必要があるため。

第39号議案

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

記

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重要な経過地 |
|------|-----------|-------------|------------|--------|
| 5117 | 花ノ木町1号線 | 花ノ木町1-40 | 花ノ木町49-105 | |
| 5567 | 城阿原城向2号線 | 桜井町城阿原1-23 | 桜井町城向16-1 | |
| 5568 | 城阿原城向3号線 | 桜井町城阿原58-1 | 桜井町城向16-1 | |
| 5573 | 阿原森田線 | 桜井町阿原25-2 | 桜井町森田91-1 | |
| 5575 | 桜井中新田1号線 | 桜井町中新田89-1 | 桜井町中新田97-1 | |
| 5623 | 館出北門原線 | 姫小川町館出188 | 姫小川町北門原30 | |
| 5626 | 姫小川西門原1号線 | 姫小川町西門原55-1 | 姫小川町西門原93 | |
| 5846 | 姫小川小川5号線 | 姫小川町遠見塚72-7 | 小川町山中223 | |
| 6354 | 姫小川姫4号線 | 姫小川町姫111-1 | 姫小川町姫111-1 | |

－提案理由－

この案を提出したのは、土地区画整理事業等により現市道路線を廃止する必要があるため。

第40号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

記

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重要な経過地 |
|------|-----------|--------------|--------------|--------|
| 2999 | 今池町42号線 | 今池町三丁目715-10 | 今池町三丁目715-11 | |
| 5111 | 石井辻原5号線 | 石井町辻原54-21 | 石井町辻原41-22 | |
| 5567 | 城阿原城向2号線 | 桜井町城阿原1-23 | 桜井町城向15-3 | |
| 5568 | 桜井城阿原7号線 | 桜井町城阿原58-1 | 桜井町城阿原60-1 | |
| 5623 | 姫小川北門原2号線 | 姫小川町北門原31-8 | 姫小川町北門原30-2 | |
| 5626 | 姫小川西門原1号線 | 姫小川町西門原55-2 | 姫小川町西門原82-1 | |
| 5846 | 桜井小川3号線 | 桜井町稻荷西92-4 | 小川町山中223 | |

－提案理由－

この案を提出したのは、開発行為等により道路を市道路線として認定する必要があるため。